



島根県報

平成26年1月7日（火）

第2,560号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

【特定調達公告】

260MHz帯TDMA移動無線設備機器の調達に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 2

平成25年度における特定調達による賃貸借に係る競争入札の参加資格等 (土 木 総 務 課) 4

島根県益田県土整備事務所津和野事業所仮設事務所の賃貸借に係る一般競争入札 (") 5
の実施

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 9

政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体 9

公布された条例等のあらまし

◇農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則（規則第1号）

- 1 規則の概要
農林業センサス規則の改正に伴う規定の整理（第2条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

農業委員会交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金の交付基準に関する規則（昭和60年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「の調査」を「に規定する農林業センサス」に改め、同条第4項中「に規定する調査」を「の農林業センサス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

260MHz帯TDMA移動無線設備機器 42式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」中分類「(5) 電気通信機器」）に登録されている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次の場所において資格審査の申請を行うこと。
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ
TEL 0852-22-5342
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成26年1月7日から同年2月7日まで（交付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

イ 交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策グループ

TEL 0852-22-5278

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成26年2月7日 午後5時

ウ 提出場所

(1)イの場所

(4) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成26年2月17日 午前10時（ただし、郵送の場合は、平成26年2月17日午前9時までに到着していること。）

ウ 提出場所

平成26年2月17日午前9時までは(1)イの場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札

ア 日時

平成26年 2 月 17 日 午前10時

イ 場所

島根県庁会議棟 第 1 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 260MHz TDMA mobile radio communication equipments, 42 sets

(2) Delivery period : 31 March 2014

(3) Time-limit for tender : 10 : 00 17 February 2014 (Tenders submitted by mail : 9 : 00 17 February 2014)

(4) Information regarding tender : Nuclear Power Safety Policy Division Shimane Prefectural Government,
1 Tono-machi Matsue-shi Shimane-ken 690-8501 Japan, Tel 0852-22-5278

平成25年度において賃貸借に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

島根県益田県土整備事務所津和野事業所仮設事務所 一式

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 1 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県益田県土整備事務所津和野事業所仮設事務所 一式

(2) 入札案件の様態等

入札説明書による。

(3) 貸借期間

平成26年 4 月 1 日（火）から平成29年 3 月31日（金）まで

(4) 貸借物件設置期限

平成26年 3 月25日（火）

(5) 貸借物件撤去期限

平成29年 4 月28日（金）

(6) 設置場所

島根県鹿足郡津和野町町田イ244-2 島根県益田県土整備事務所津和野事業所敷地内

(7) 入札方法

入札金額は、借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付すこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、平成26年 4 月 1 日から平成27年 9 月30日までの貸借に係る金額には当該金額の8パーセント、平成27年10月 1 日から平成29年 3 月31日までの貸借に係る金額には当該金額の10パーセントに相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額 = 平成26年 4 月 1 日から平成27年 9 月30日までの貸借に係る金額の108分の100に相当する金額 + 平成27年10月 1 日から平成29年 3 月31日までの貸借に係る金額の110分の100に相当する金額

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14借入品類」中分類「(9) その他」に登載されている者であること。

(4) 本説明書に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁
島根県土木部土木総務課 (電話0852-22-5388 ファクシミリ0852-22-5782)
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成26年1月7日(火)から同月17日(金)午後5時までの間、島根県土木部土木総務課建設産業対策室ホームページの「入札情報」へ掲載する。
 - (3) 入札書の提出期限等
ア 日時
平成26年1月23日(木)午前10時まで(郵便入札にあつては、平成26年1月23日(木)午前9時必着)
イ 場所
島根県松江市殿町8番地 島根県庁 南庁舎 土木部会議棟 1階会議室(郵便入札にあつては、(1)の場所)
 - (4) 開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年1月23日(木)午前10時から
イ 場所
島根県松江市殿町8番地 島根県庁 南庁舎 土木部会議棟 1階会議室
- 4 その他
- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成26年1月17日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
 - (6) 契約書の作成の要否
要する。
 - (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A suite of office buildings for Masuda Prefectural Land and Infrastructure Development Office
Tsuwano Public Works Office

Period of Lease : From April 1, 2014 To March 31, 2017

Desired Date of Completion : March 25, 2014

Location of Installation : Masuda Prefectural Land and Infrastructure Development Office Tsuwano Public
Works Office

244-2 i machida, Tsuwano-cho, Kanoashi-gun, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender :

10:00 a.m. January 23, 2014 (Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m.
January 23, 2014)

(3) Please tender all information to :

Department of Public Works General Affairs Division for Public of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501

Telephone : 0852-22-5388

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年1月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
足立たけし後援会	亀谷 克幸	有福 順子	浜田市長沢町266
大多和安一後援会	大多和 安一	大多和 安一	鹿足郡吉賀町六日市900
小川稔宏後援会	新田 勝己	奥迫 敏	浜田市黒川町97-4 ラ・ミューズ浜田 701
金子しょうご後援会	宮田 弘	山本 博	浜田市朝日町41-5
河村たかゆき後援会	永安 吉平	河村 千春	鹿足郡吉賀町柿木村大野原548-4
木村幸司後援会	田中 久好	日向 高弘	大田市大代町大家1609
桜下善博後援会	桜下 善博	桜下 善博	鹿足郡吉賀町六日市475
中田元後援会	中田 元	中田 元	鹿足郡吉賀町幸地446-1
三浦浩明後援会	橋本 俊郎	橋本 明美	鹿足郡吉賀町注連川207-1
三島しずお後援会	三島 俊夫	三島 房夫	安来市赤江町1793-1
森谷まさあき後援会	森谷 公昭	森谷 公昭	浜田市相生町3773-1

吉中力後援会

吉本 茂生

能美 勝臣

鹿足郡吉賀町朝倉418-1

島根県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年1月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県参議院選挙区第四支部	会計責任者	渡部 清美	安藤 博国

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県支部連合会	代表者	竹下 亘	細田 博之
	会計責任者	森山 健一	福田 正明
自由民主党島根県電気通信支部	事務所の所在地	出雲市斐川町上直江723-6	松江市上乃木8-7-27-205
	代表者	足立 一政	津田 富造
	会計責任者	福代 康人	渡邊 博
自由民主党三刀屋支部	代表者	早川 正三	阿川 光美
自由民主党横田町支部	事務所の所在地	仁多郡奥出雲町下横田136-2 有限会社コスモ21内	仁多郡奥出雲町下横田105-5
	会計責任者	藤原 一利	大谷 隆壽
民主党島根県第1区総支部	代表者	和田 章一郎	小室 寿明
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の種類	—	衆議院議員
民主党島根県第2区総支部	代表者	和田 章一郎	石田 祥吾
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の種類	—	衆議院議員

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
大場利信後援会	会計責任者	小村 敬一	山根 信夫
岡野克俊後援会	代表者	岡野 政子	岡野 俊夫

	会計責任者	阿部 昭子	岡野 政子
加藤いさむ後援会	代表者	古藤 年雄	金本 今規
	会計責任者	立原 史朗	角田 米生
加藤いさむ後援会	会計責任者	立原 史朗	狩野 茂夫
川田つよし後援会	事務所の所在地	鹿足郡津和野町枕瀬433	鹿足郡津和野町町田イ228
	代表者	渡辺 利生	岩本 健
下森博之後援会	代表者	橋本 正嗣	木村 治
	会計責任者	倉谷 頼憲	益成 龍一
島根県中小企業政治協会	事務所の所在地	松江市母衣町55-4	松江市母衣町55
角ともこ後援会（とまちゃんクラブ）	事務所の所在地	松江市寺町67-23	松江市天神町132
全国旅館政治連盟島根支部	会計責任者	狩野 克弘	小松原 健
高橋まさひこ後援会	代表者	大久保 豊美	高橋 雅彦
中谷勝後援会	事務所の所在地	鹿足郡吉賀町六日市961-10	鹿足郡吉賀町六日市961-12
はくいし恵子とともに歩む会	代表者	川上 真人	佐川 俊二
道下文男後援会	代表者	肥後 伸哉	肥後 雅裕
吉中力後援会	事務所の所在地	鹿足郡吉賀町朝倉1167	鹿足郡吉賀町朝倉418-1

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年1月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
岡田まりを励ます会	平成25年11月25日
黒田忠孝後援会	平成25年3月31日
新生高山21世紀の会	平成24年10月8日
長岡秀人斐川後援会	平成25年6月30日
ニュータウン隠岐クラブ	平成24年12月31日
三浦みほ後援会	平成25年11月25日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成26年1月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岡田 麻里	安来市議会議員	岡田まりを励ます会	安来市安来町1177-5	岡田 麻里

三浦 美穂	浜田市議会議員	三浦みほ後援会	浜田市生湯町1635-47	三浦 美穂
-------	---------	---------	---------------	-------
